

## 43. 26

## 願書に記載した持分の補正について

共同出願の願書に記載した持分について、出願前に定めた持分を誤記したことが出願前に作成した持分の定め的事实を証明する書面（持分契約書等）により証明できるときは、持分の補正を目的とした出願人欄の補正をすることができる。

出願前に持分を定めているにもかかわらず持分を記載していない出願に持分の表示をするとき、又は新たに持分を定めるときは、持分の届出をする者について出願人名義変更届の承継人欄に持分を記載するとともに、持分の定め的事实を証明する書面を添付して提出しなければならない。なお、この持分の届出にあっては、新たに権利の承継としての出願人名義変更届を提出する際に、当該権利の承継と併せて持分の定めを記載して届出ることができる。（特施規27条1項<sup>\*1</sup>）（→45. 20）。

（改訂令和3・10）

---

<sup>\*1</sup> 特施規27条1項：実施規23条2項、意施規2条の2第12項及び19条3項、商施規22条2項において準用